

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則
(県営競技事務所)

一

○農住組合法施行細則の一部を改正する規則
(農業政策課)

二

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
()

二

告示

○職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に係る落札者等の公示
(システム調整課)

三

○特定非営利活動法人の設立に係る公告
(南部振興)

三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告
(川越比企振興)

三

○軽油引取税免税証の無効告示
(税務課)

四

○埼玉県営競輪参加選手の傷病に対する治療費及び見舞金等の支給に関する規程を廃止する告示
(県営競技事務所)

四

○埼玉県公営競技の予想業者等の

四

登録に関する規程の一部を改正する告示
(県営競技事務所)

四

○埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示
(障害者福祉課)

六

○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する公示
(商業支援課)

六

○大規模小売店舗の変更に関する公示
()

七

○測量法に基づく公共測量の実施
(用地課)

七

○和光都市計画道路の変更の案の縦覧
(都市計画課)

七

○和光都市計画道路の変更の案の縦覧
()

八

○和光都市計画用途地域の変更の案の縦覧
()

八

○新座都市計画道路の変更の案の縦覧
()

九

○新座都市計画用途地域の変更の案の縦覧
()

九

○春日部都市計画用途地域の変更の案の縦覧
()

九

○の案の縦覧
(都市計画課)

一〇

○川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

一〇

○富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

一〇

○富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧
()

一〇

○越谷駅東口第一種市街地再開発事業に係る定款及び事業計画の変更認可
(市街地整備課)

一〇

○開発行為に関する工事の完了公告
(建築指導課)

一〇

○指定確認検査機関の事務所所在地変更
()

一〇

○建築基準法に基づく一団地等の

一一

○建築物の認定
(川越県土)

一一

○開発行為に関する工事の完了公告
(飯能県土)

一一

○建築基準法に基づく道路の位置の指定
(秩父県土)

一一

○県道三郷幸手自転車道線の区域の変更
(越谷県土)

一二

○富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧
()

一二

○越谷駅東口第一種市街地再開発事業に係る定款及び事業計画の変更認可
()

一三

○開発行為に関する工事の完了公告
(杉戸県土)

一四

○指定確認検査機関の事務所所在地変更
()

一四

○建築基準法に基づく一団地等の

一五

規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「勝者投票券」を「車券」に改める。

第十一条第二項ただし書中「同項第六号」を「同項第五号」に改める。

第十四条中「当該自転車競走が開催される日(以下「開催日」という。)のうち

から」を削る。

第十五条第三項第二号中「電話投票実施日」を「当該電話投票実施日」に改める。

第十六条中「電話投票に係る」を削る。

第十七条中「前条の規定により発売された」を「発売した」に改める。

第二十条第一項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第二十一条本文中「当該日」を「当該自転車競走が実施された日(以下「開催日」という。）」に改め、同条ただし書中「当該日」を「開催日」に改める。

第二十二条中「これを購入した日」を「開催日」に改める。

第二十三条中「当該電話投票が行われた日」を「開催日」に改め、同条ただし書中「前条の」の下に「規定による」を加える。

第二十四条を次のように改める。

(委託に係る事務に関する読替え)

第二十四条 法第三条の規定により電話投票の実施に関する事務の一部が私人に委託された場合における当該委託に係る事務に関するこの規則の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「委託を受けた私人の代表者」と、「県」とあるのは「委託を受けた私人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農住組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第百一号

農住組合法施行細則の一部を改正する規則

農住組合法施行細則(昭和五十七年埼玉県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第八十条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十三条」を「第七十九条の二」に改める。

第十二条第一号中「第三十七条」を「第三十七条第二項」に改める。

様式第一号から様式第十七号までの規定中「埼玉県知事

様」を「あ

(て先)

「埼玉県知事」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十七号までの改正規定は、公布の日から施行する。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第百二号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

第一条 農業協同組合法施行細則(昭和五十一年埼玉県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第二十七項」を「第十条第二十項」に改める。

第六条の二中「第八条各号」を「第八条」に改める。

第十一条の三第一項中「第八十八条第一項第一号」を「第二百三十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十八条第一項第二号」を「第二百三十一条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第八十八条第一項第三号」を「第二百三十一条第一項第三号」に改める。

第十一条の四第一項中「第八十八条第一項第七号」を「第二百三十一条第一項第七号」に改め、同条第二項中「第八十八条第一項第八号」を「第二百三十一条第一項第八号」に改め、同条第三項中「第八十八条第一項第九号」を「第二百三十一条第一項第九号」に改め、同条第四項中「第八十八条第一項第十号」を「第二百三十一条第一項第十号」に改める。

第十八条中「第三十九条第二項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百七十四条」を「第三十五条の五第一項」に改める。

第二十一条の二中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に、「第五十条の二第六項」を「第五十条の二第五項」に改める。

第二十一条の三中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に改め、同条第二号中、「第五十条第二項及び第五十条の二第五項」を「及び第五十条第二項」に改める。

第二十四条の七中「農事組合法人」を「解散した農事組合法人の清算人」に、「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改め、同条第三号中「第七十三条第四項において準用する民法第七十九条又は第八十一条」を「第七十二条の十八の六又は第七十二条の十八の八」に改める。

第二十八条第二項中「第三十九条第二項」を「第三十五条の五第一項」に、「」と、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百七十四条」とあるのは「」を「において準用する」に、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十九条」を「法第七十二条の十二の八」に改める。

第二条 農業協同組合法施行細則の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第二十項」を「第十条第十八項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第二十四条の七の改正規定(「農事組合法人」を「解散した農事組合法人の清算人」に改める部分を除く。)及び第二十八条第二項の改正規定(「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十九条」を「法第七十二条の十二の八」に改める部分に限る。)は平成二十年十二月一日から、第二条の規定は金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部システム調整課
ネットワーク担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成20年6月18日

4 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社 東京都中央

区画第7丁目16番3号

5 落札金額

387,108,540円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成20年5月9日

埼玉県告示第六百二十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供す。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 申請のあった年月日

平成二十年十一月二十七日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジャック

三 代表者の氏名

王 永新

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西川口五丁目七番一三
号メゾン長栄Ⅱ一〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と中国との青少年の交流を通し、日中両国間の文化や慣習における差異を理解しつつ相互に交流を通して、友好と助け合いを実践して、深い信頼関係とゆるぎない友好を築く事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六百二十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供す。

平成二十年十二月五日

特定非営利活動法人アジャック

- 埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
平成二十年十一月二十五日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人川越
奥武蔵観光情報学研究会
(変更後) 特定非営利活動法人埼玉
観研
 - 三 代表者の氏名
桑原 政則
 - 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市新富町一丁目九一
 - 五 定款に記載された目的

(変更前) 本会は、観光と情報活用の視点から実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、川越奥武蔵観光産業の発展とそのための研究に寄与することを目的とする。

(変更後) 本会は、観光と情報活用の視点から実用研究・学術研究を行い、観光情報学の確立・発展を図るとともに、埼玉県観光産業の発展とそのため研究に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百二十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。
平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一トリッ	11A034853 11A034861	九	農業	平成十九年十月一日 平成二十年四月三十日
五〇トリッ	11F013831	一		
一〇〇トリッ	11G042635 11G042637	三		

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市浜町四一三七 JAほくさい加須給油所	亡失年月日
免税証を交付した事務所	不明
春日部県税事務所	

埼玉県告示第千六百二十七号

埼玉県営競輪参加選手の傷病に対する治療費及び見舞金等の支給に関する規程を廃止する告示を次のように定める。
平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司
埼玉県営競輪参加選手の傷病に対する治療費及び見舞金等の支給に

関する規程を廃止する告示

埼玉県営競輪参加選手の傷病に対する治療費及び見舞金等の支給に関する規程(昭和二十八年埼玉県告示第百五十五号)は、廃止する。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千六百二十八号

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示
埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程(昭和三十九年埼玉県告示第四百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「一年」を「三年」に改める。
様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号(第6条関係)」に、「埼玉県営競技事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県営競技事務所長」に改める。

様式第二号(表)中「様式第2号」を「様式第2号(第8条関係)」に改める。
様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第9条関係)

第1面

登録番号 第 号	写
〇〇業者登録証	
営業場所	
住所	
家号	
氏名	性別()
生年月日	年月日
年月日	日発行
年月日	日まで有効
埼玉県県営競技事務所長 印	

55mm

折り目

[注 意 事 項]
<p>1 この証は、入場の際係員に必ず提示すること。</p> <p>2 営業中は、所定のき章とともに、この証を必ず携帯し、係員が提示を求めたときは、提示しなければならない。</p> <p>3 この証は、登録が取り消されたとき、登録が失効したとき、登録証の再交付を受けた後に亡失した登録証を発見したとき及び登録に係る営業を廃止したときは、直ちに返納しなければならない。</p>

55mm

75mm

第2面

記 録 事	
年 月 日	記 事

55mm

折り目

55mm

75mm

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号(第11条関係)」に、「埼玉県
 管轄技事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県管轄技事務所長」

「ので届け出ます」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号(第14条関係)」に、「埼玉県
 管轄技事務所長 様」を「(あて先) 埼玉県管轄技事務所長」
 に、「を再交付された」に申請
 いたします」を「の再交付を申請します」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にされた申請に係る登録の有効期間については、改正後
 の第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

埼玉県告示第六百二十九号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱(平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号)の一部を次
 のように改正する。

様式第一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第五号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に、「申請者」を

「届出者」に、「変更(返還)年月日 年 月 日」

注意 事項 記名押印に代えて署名することができます。」

を「変更(返還)年月日 年 月 日」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県療育手帳制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要
 の調整をして使用することができる。

埼玉県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三
 項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六
 条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等
 を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

インテルナかわはた和光店

和光市南一の二千四百七十七の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後七時

(変更後) 午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後七時十五分

(変更後) 午前九時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十年十一月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月十七日

三 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺
 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
 イ 意見書提出期間
 平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで
 ロ 意見書提出先
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二の一他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(変更前)

株式会社 ヤオコー 代表取締役 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五 他十六社

(変更後)

株式会社 ヤオコー 代表取締役 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五

株式会社 ヒマラヤ 代表取締役社長 小森 裕作

岐阜県岐阜市江添一丁目一番地一号 他十六社

ハ 変更年月日

平成二十年十一月十五日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月十八日

二 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで
 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田ショッピングセンター

戸田市美女木東一丁目三の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

三菱倉庫株式会社 代表取締役 番 尚志

(変更後)

三菱倉庫株式会社 代表取締役 岡本 哲郎

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他六四社

(変更後)

イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他六六社(名称変更一社、退店二社、新規四社)

ハ 変更年月日

平成二十年八月二十日 他

二 届出年月日

平成二十年十一月二十日

二 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月五日から平成二十一年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三十三号

測量計画機関の長である埼玉県知事上

田清司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和

二十四年法律第百八十八号)第三十九条

において準用する同法第十四条第三項の

規定により公示する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量(一級水準測量)

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、

所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東

松山市、春日部市、狭山市、羽生市、

鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越

谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷

市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、

桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富

士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、

坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、

吉川市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳

町、同毛呂山町、同越生町、比企郡滑

川町、同嵐山町、同小川町、同ときが

わ町、同川島町、同吉見町、同鳩山町、

児玉郡美里町、同神川町、同上里町、

大里郡寄居町、北埼玉郡騎西町、同北

川辺町、同大利根町、南埼玉郡宮代町、

同白岡町、同菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、

同鷲宮町、同杉戸町、同松伏町地内

四 作業期間

平成二十年十一月二十七日から平成

二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第千六百三十四号

測量計画機関の長である川口市戸塚南

部特定土地区画整理組合理事長豊田一夫

から次のとおり公共測量を実施する旨の

通知を受けたので、測量法(昭和二十四

年法律第百八十八号)第三十九条におい

て準用する同法第十四条第三項の規定に

より公示する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

川口市戸塚南部特定土地区画整理組

合

二 作業種類

公共測量(街区・画地出来形確認測

量)

三 作業地域

川口市大字戸塚、行衛地内の一部

四 作業期間

平成二十年十一月二十日から平成二

十一年三月十二日まで

埼玉県告示第千六百三十五号

測量計画機関の長である狭山市長仲川

幸成から次のとおり公共測量を実施する

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第三項の規

定により公示する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量(ほ場整備に伴う確定測

量)

三 作業地域

狭山市大字笹井地内

四 作業期間

平成二十年十一月二十日から平成二十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第六百三十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
和光都市計画道路三・四・四号諏訪越四ツ木線、三・四・五号吹上赤池線及び三・五・九号東京松本線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
(三・四・四号諏訪越四ツ木線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

和光市中央二丁目の一部

(三・四・五号吹上赤池線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

和光市新倉二丁目の一部

(三・五・九号東京松本線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

和光市白子二丁目、中央二丁目、中央二丁目、丸山台二丁目及び丸山台三丁目の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十年十二月十九日まで

埼玉県告示第六百三十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
和光都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
和光市新倉二丁目の一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十年十二月十九日まで

埼玉県告示第六百三十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
新座都市計画道路三・四・十号放射7号線、三・四・十一号放射7号線、三・四・十三号ひばりヶ丘片山線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
(三・四・十号放射7号線)
- イ 追加する土地の区域
なし
- ロ 削除する土地の区域
新座市野寺五丁目、栗原一丁目、栗原三丁目、栗原四丁目及び栗原六丁目の各一部

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

(三・四・十一号放射7号線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

新座市新堀一丁目の一部

(三・四・十三号ひばりヶ丘片山線)

イ 追加する土地の区域

新座市栗原三丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市都市計画部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十年十二月十九日まで

埼玉県告示第六百三十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
新座都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
新座市野寺五丁目の一部、栗原一丁目、三丁目、四丁目及び六丁目の各一部、新堀一丁目の一部及び西堀二丁目の一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び新座市都市計画部まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十年十二月十九日まで

埼玉県告示第六百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
春日部都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
春日部市大枝の一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所及び春日部都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十年十二月五日から平成二十年十二月十九日まで

埼玉県告示第六百四十一号

川越市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六百四十二号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六百四十三号

富士見市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第六百四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、越谷都市計画越谷駅東口第一種市街

地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 組合の名称
越谷駅東口市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
組合設立認可公告の日から平成二十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区
越谷市弥生町の一部
- 四 越谷市越ヶ谷二丁目の一部
- 五 越谷市越ヶ谷字南町裏の一部
- 六 越谷市弥生町十一番五号
- 七 越谷市弥生町十一番五号
- 八 越谷市弥生町十一番五号
- 九 越谷市弥生町十一番五号
- 十 越谷市弥生町十一番五号
- 十一 越谷市弥生町十一番五号
- 十二 越谷市弥生町十一番五号
- 十三 越谷市弥生町十一番五号
- 十四 越谷市弥生町十一番五号
- 十五 越谷市弥生町十一番五号
- 十六 越谷市弥生町十一番五号
- 十七 越谷市弥生町十一番五号
- 十八 越谷市弥生町十一番五号
- 十九 越谷市弥生町十一番五号
- 二十 越谷市弥生町十一番五号
- 二十一 越谷市弥生町十一番五号
- 二十二 越谷市弥生町十一番五号
- 二十三 越谷市弥生町十一番五号
- 二十四 越谷市弥生町十一番五号
- 二十五 越谷市弥生町十一番五号
- 二十六 越谷市弥生町十一番五号
- 二十七 越谷市弥生町十一番五号
- 二十八 越谷市弥生町十一番五号
- 二十九 越谷市弥生町十一番五号
- 三十 越谷市弥生町十一番五号
- 三十一 越谷市弥生町十一番五号
- 三十二 越谷市弥生町十一番五号
- 三十三 越谷市弥生町十一番五号
- 三十四 越谷市弥生町十一番五号
- 三十五 越谷市弥生町十一番五号
- 三十六 越谷市弥生町十一番五号
- 三十七 越谷市弥生町十一番五号
- 三十八 越谷市弥生町十一番五号
- 三十九 越谷市弥生町十一番五号
- 四十 越谷市弥生町十一番五号
- 四十一 越谷市弥生町十一番五号
- 四十二 越谷市弥生町十一番五号
- 四十三 越谷市弥生町十一番五号
- 四十四 越谷市弥生町十一番五号
- 四十五 越谷市弥生町十一番五号
- 四十六 越谷市弥生町十一番五号
- 四十七 越谷市弥生町十一番五号
- 四十八 越谷市弥生町十一番五号
- 四十九 越谷市弥生町十一番五号
- 五十 越谷市弥生町十一番五号
- 五十一 越谷市弥生町十一番五号
- 五十二 越谷市弥生町十一番五号
- 五十三 越谷市弥生町十一番五号
- 五十四 越谷市弥生町十一番五号
- 五十五 越谷市弥生町十一番五号
- 五十六 越谷市弥生町十一番五号
- 五十七 越谷市弥生町十一番五号
- 五十八 越谷市弥生町十一番五号
- 五十九 越谷市弥生町十一番五号
- 六十 越谷市弥生町十一番五号
- 六十一 越谷市弥生町十一番五号
- 六十二 越谷市弥生町十一番五号
- 六十三 越谷市弥生町十一番五号
- 六十四 越谷市弥生町十一番五号
- 六十五 越谷市弥生町十一番五号
- 六十六 越谷市弥生町十一番五号
- 六十七 越谷市弥生町十一番五号
- 六十八 越谷市弥生町十一番五号
- 六十九 越谷市弥生町十一番五号
- 七十 越谷市弥生町十一番五号
- 七十一 越谷市弥生町十一番五号
- 七十二 越谷市弥生町十一番五号
- 七十三 越谷市弥生町十一番五号
- 七十四 越谷市弥生町十一番五号
- 七十五 越谷市弥生町十一番五号
- 七十六 越谷市弥生町十一番五号
- 七十七 越谷市弥生町十一番五号
- 七十八 越谷市弥生町十一番五号
- 七十九 越谷市弥生町十一番五号
- 八十 越谷市弥生町十一番五号
- 八十一 越谷市弥生町十一番五号
- 八十二 越谷市弥生町十一番五号
- 八十三 越谷市弥生町十一番五号
- 八十四 越谷市弥生町十一番五号
- 八十五 越谷市弥生町十一番五号
- 八十六 越谷市弥生町十一番五号
- 八十七 越谷市弥生町十一番五号
- 八十八 越谷市弥生町十一番五号
- 八十九 越谷市弥生町十一番五号
- 九十 越谷市弥生町十一番五号
- 九十一 越谷市弥生町十一番五号
- 九十二 越谷市弥生町十一番五号
- 九十三 越谷市弥生町十一番五号
- 九十四 越谷市弥生町十一番五号
- 九十五 越谷市弥生町十一番五号
- 九十六 越谷市弥生町十一番五号
- 九十七 越谷市弥生町十一番五号
- 九十八 越谷市弥生町十一番五号
- 九十九 越谷市弥生町十一番五号
- 百 越谷市弥生町十一番五号

埼玉県告示第六百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十一月四日

指令行整第二〇〇〇〇二二二号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十八日第六十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

- 北埼玉郡騎西町大字日出安字上一三
- 一三一、一三一四、一三一五
- 一、一三一五、一三一七、一三一八、一三二〇、一三二一、一三二二
- 一三二〇、一三二一、一三二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字日出安一三二〇番地
有限会社 アイオーメディアカルサー
ビス

取締役 岩谷 里美

埼玉県告示第千六百四十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第二項の規定により、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成二十年十二月五日

埼玉県知事 上田清司

指定番号	名	称	所	在	地	変更後の事務所の所在地	事務所の所在地を 変更する日
埼玉県知事第 四号	財団法人さい たま住宅検査 センター	さいたま市浦和区 仲町三丁目十二番 十号	川越市並木四百八十 八番地一(川越事務 所)				平成二十年十 二月八日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

認定番号	認定年月日	対	象	区	域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一四二〇号	平成二十年十一月二十七日	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡五丁目一八八番一の一部				川越県土整備事務所

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成二十年十月二十二日

指令飯整第二〇〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二〇年十二月一日

飯整第二〇〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字鹿下字尼ヶ谷二四五番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市新町四丁目二番一四号

レジエンリアン一〇一号

高塚 隆悟 高塚 真由美

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第六号	平成二十年 十一月二十五日	秩父郡皆野町大字皆野字中大浜五一六番四七	五・〇〇	八九・四一	秩父郡小鹿野町飯田 二六七四番地 株式会社 いのうえ工務店 代表取締役 井上 敏

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧新A	三郷市三郷一丁目八番四地先から同市早稲田一丁目二番八地先まで		三・〇〇 一四・五〇	五七〇・〇〇	三郷緊急船着場整備工事のための仮道設置である
新B			二・四二 五・五〇	四五〇・一〇	

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧新A	三郷市新和二丁目四四二番地先から同市市助字江戸川七〇番地先まで		二・九二}	六四五・〇〇		江戸川河川工事のための仮道設置である	
新B			三・〇〇}				

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧新A	三郷市鷹野一丁目四七三番地先から同市新和二丁目四六四番地先まで		三・〇一}	一三五二・〇〇		江戸川河川工事のための仮道設置である	
新B			三・〇〇}				

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧新A	越谷市大字大吉字坂前二九四番一地从先から北葛飾郡松伏町大字松伏字内前野二四八一番地先まで		九・四六〇 二二・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇	
旧B	越谷市大字増林字根通三五一六番一地从先から同市大字増林字根通三五〇〇番一地从先まで		二五・〇〇〇 三七・五〇〇	一六三・五〇〇	道路改築工事
新B	越谷市大字増林字根通三五一六番一地从先から北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三一七四番地先まで		二五・〇〇〇 三四・〇〇〇	一、二六三・五〇〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十七日

杉整第一二四六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字間鎌字砂畑一四

四一、一四四一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市大字上間久里四二八一、小

倉ハイツ二〇三号

柿沼 富行

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇九三〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十八日

杉整第一二四九一、一四九二

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字中上三〇

一七、一四、三〇二五―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字小林字中上三〇

一七、一四、三〇二五―三

長谷川 智史

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十月三十日

指令杉整第二〇〇七三二号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十八日

杉整第一二五〇一、一五〇二

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中一一一一

一五、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字上野田四七七一

一五、一四

木村 亨

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年十一月五日

指令杉整第二〇〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月五日

指令杉整第二〇〇一一七〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字中一一一一

一五、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字中一一一一

一五、一四

平成二十年十二月一日

杉整第一二五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字湊二九

四一二四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字木野川三〇〇一

三七

石橋 絢也



埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百五十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十年八月二十二日

指令杉整第二〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月一日

杉整第一二五三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字間鎌字堀向三丁

目二八一一九、一二、一五、一六、一

七、一八、一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字間鎌二八一―九

大谷 昌雄

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)